

各位



2022年2月14日

会社名 東洋インキSCホールディングス株式会社
代表者名 代表取締役社長 高島 悟
(コード番号 4634 東証第一部)
問合せ先 執行役員グループ総務部長 加野 雅之
電話 03-3272-5731 (代表)

定款一部変更に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において「定款一部変更の件」を2022年3月23日開催予定の第184回定時株主総会に付議することを決議しましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 定款変更の目的

- (1) 当社および当社子会社の業容の拡大および今後の事業内容の多様化に備えるため、第2条の事業目的について所要の変更を行うものであります。
- (2) 「会社法の一部を改正する法律」(令和元年法律第70号)附則第1条ただし書きに規定する改正規定が2022年9月1日に施行されますので、株主総会資料の電子提供制度導入に備えるため、次のとおり当社定款を変更するものであります。
 - ①変更案第16条第1項は、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとる旨を定めるものであります。
 - ②変更案第16条第2項は、書面交付請求をした株主に交付する書面に記載する事項の範囲を限定するための規定を設けるものであります。
 - ③株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供の規定(現行定款第16条)は不要となるため、これを削除するものであります。
 - ④上記の新設・削除に伴い、効力発生日等に関する附則を設けるものであります。
- (3) 当社は、企業価値の向上のために、取締役会から取締役への業務執行の決定権限委譲による経営に関する意思決定と業務執行の迅速化・効率化を図るとともに、取締役である監査等委員が取締役会における議決権を持つことにより、経営の公正性、透明性を高め取締役会の監督機能を強化することを通じて、コーポレート・ガバナンスの一層の強化という観点から、監査等委員会設置会社に移行いたしたく、監査等委員会設置会社への移行に必要な、監査等委員および監査等委員会に関する規定の新設、重要な業務執行に関する決定の取締役への権限委任に関する規定の新設ならびに監査役および監査役会に関する規定の削除等の変更を行うものであります。
- (4) その他、上記の各変更に伴う条数および字句等の修正等、所要の変更を行うものであります。

2. 定款変更の内容

変更の内容は別紙のとおりであります。

3. 日程

定款変更のための株主総会開催日 2022年3月23日(水) (予定)

定款変更の効力発生日 2022年3月23日(水) (予定※)

※ただし、現行定款第16条の削除および変更案第16条の新設については、附則第2条に定める日に効力が生ずるものといたします。

以上

【別紙】定款変更の内容

(下線は変更部分を示します。)

現行定款	変更案
<p style="text-align: center;">第1章 総 則</p> <p>(目 的)</p> <p>第2条 当社は<u>つぎ</u>の事業を営むこと、ならびに<u>つぎ</u>の事業を営む会社（外国会社を含む）および組合の株式または持分を所有することにより、当該会社等の事業活動を支配し、管理することを目的とする。</p> <p>1. ～19. (条文省略) (新設)</p> <p>20. ～23. (条文省略)</p> <p>② (条文省略)</p> <p>③ (条文省略)</p> <p>(機 関)</p> <p>第4条 当社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。</p> <p>1. 取締役会</p> <p>2. <u>監査役</u></p> <p>3. <u>監査役会</u></p> <p>4. 会計監査人</p>	<p style="text-align: center;">第1章 総 則</p> <p>(目 的)</p> <p>第2条 当社は<u>次</u>の事業を営むこと、ならびに<u>次</u>の事業を営む会社（外国会社を含む。）および組合の株式または持分を所有することにより、当該会社等の事業活動を支配し、管理することを目的とする。</p> <p>1. ～19. (現行どおり)</p> <p>20. <u>前各号に付帯しまたは関連するITを活用した次の事業</u></p> <p style="padding-left: 2em;">(1) <u>電気通信事業および各種情報提供・情報収集・情報処理・情報通信に関するサービス業</u></p> <p style="padding-left: 2em;">(2) <u>アプリケーションシステム・ソフトウェアおよびデジタルコンテンツの企画、設計、開発、製造、販売、保守、運営および管理</u></p> <p style="padding-left: 2em;">(3) <u>ITを活用した各種商品の販売ならびにEC（電子商取引）サイトの開設および運営</u></p> <p>21. ～24. (現行どおり)</p> <p>② (現行どおり)</p> <p>③ (現行どおり)</p> <p>(機 関)</p> <p>第4条 当社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。</p> <p>1. 取締役会</p> <p>2. <u>監査等委員会</u> (削除)</p> <p>3. <u>会計監査人</u></p>

現行定款	変更案
<p style="text-align: center;">第3章 株主総会</p> <p><u>(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)</u></p> <p>第16条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類および連結計算書類に記載または表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。</p> <p style="text-align: center;">(新設)</p> <p style="text-align: center;">第4章 取締役および取締役会 (員 数)</p> <p>第21条 当社に取締役22名以内を置く。</p> <p style="text-align: center;">(新設)</p> <p>(選任方法)</p> <p>第22条 取締役は、株主総会において選任する。</p> <p>② (条文省略)</p> <p>③ (条文省略)</p>	<p style="text-align: center;">第3章 株主総会 (削除)</p> <p><u>(電子提供措置等)</u></p> <p>第16条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。</p> <p>②当社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部または一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。</p> <p style="text-align: center;">第4章 取締役および取締役会 (員 数)</p> <p>第21条 当社に取締役(監査等委員である取締役を除く。)15名以内を置く。</p> <p>②当社に監査等委員である取締役5名以内を置く。</p> <p>(選任方法)</p> <p>第22条 取締役は、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会において選任する。</p> <p>② (現行どおり)</p> <p>③ (現行どおり)</p>

現行定款	変更案
<p>(代表取締役および役付取締役)</p> <p>第23条 取締役会は、その決議によって代表取締役を選定する。</p> <p>②取締役会は、その決議によって取締役会長、取締役社長各1名、取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を定めることができる。</p> <p>(任 期)</p> <p>第24条 取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> <p>(新設)</p> <p>(取締役会の招集)</p> <p>第25条 取締役会は社長が招集する。社長に事故あるときは、取締役会の決議をもってあらかじめ定めた順序により他の取締役が招集する。</p> <p>(取締役会の招集通知)</p> <p>第26条 取締役会の招集通知は、各取締役および各監査役に対し会日より3日前までに発するものとする。ただし緊急の場合はこれを短縮することができる。</p> <p>(新設)</p>	<p>(代表取締役および役付取締役)</p> <p>第23条 取締役会は、その決議によって、<u>取締役(監査等委員である取締役を除く。)</u>の中から代表取締役を選定する。</p> <p>②取締役会は、その決議によって、<u>取締役(監査等委員である取締役を除く。)</u>の中から取締役会長、取締役社長各1名、取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を定めることができる。</p> <p>(任 期)</p> <p>第24条 取締役(<u>監査等委員である取締役を除く。)</u>の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> <p>②<u>監査等委員である取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</u></p> <p>(取締役会の招集)</p> <p>第25条 取締役会は、<u>法令に別段の定めある場合を除き、</u>取締役社長が招集する。<u>取締役社長に事故あるときは、</u>取締役会の決議をもってあらかじめ定めた順序により他の取締役が招集する。</p> <p>(取締役会の招集通知)</p> <p>第26条 取締役会の招集通知は、各取締役に対し会日より3日前までに発するものとする。ただし緊急の場合はこれを短縮することができる。</p> <p>(重要な業務執行の決定の委任)</p> <p>第28条 当社は、<u>会社法第399条の13第6項の規定により、</u>取締役会の決議によって、<u>重要な業務執行(同条第5項各号に掲げる事項を除く。)</u>の決定の全部または一部を取締役に委任することができる。</p>

現行定款	変更案
<p>(相談役) 第28条 (条文省略) (取締役会規程) 第29条 (条文省略) (報酬等) 第30条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益(以下、「報酬等」という。)は、株主総会の決議によって定める。</p>	<p>(相談役) 第29条 (現行どおり) (取締役会規程) 第30条 (現行どおり) (報酬等) 第31条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益は、<u>監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会の決議によって定める。</u></p>
<p>(取締役の責任免除) 第31条 (条文省略)</p>	<p>(取締役の責任免除) 第32条 (現行どおり)</p>
<p><u>第5章 監査役および監査役会</u></p>	<p>(削除)</p>
<p><u>(員数)</u></p>	<p>(削除)</p>
<p>第32条 <u>当会社に監査役5名以内を置く。</u></p>	
<p><u>(選任方法)</u></p>	<p>(削除)</p>
<p>第33条 <u>監査役は、株主総会において選任する。</u> <u>②監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</u></p>	
<p><u>(任期)</u></p>	<p>(削除)</p>
<p>第34条 <u>監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</u></p>	
<p><u>(常勤の監査役)</u></p>	<p>(削除)</p>
<p>第35条 <u>監査役会は、その決議によって常勤の監査役を選定する。</u></p>	
<p><u>(監査役会の招集通知)</u></p>	<p>(削除)</p>
<p>第36条 <u>監査役会の招集通知は、各監査役に対し会日より3日前までに発するものとする。ただし緊急の場合はこれを短縮することができる。</u></p>	

現行定款	変更案
<u>(監査役会の決議)</u>	(削除)
<u>第37条 監査役会の決議は、法令に別段の定め ある場合を除き、監査役の過半数で行う。</u>	
<u>(監査役会規程)</u>	(削除)
<u>第38条 監査役会に関する事項は、法令または 本定款のほか、監査役会において定める監査役 会規程による。</u>	
<u>(報酬等)</u>	(削除)
<u>第39条 監査役の報酬等は、株主総会の決議に よって定める。</u>	
<u>(監査役の責任免除)</u>	(削除)
<u>第40条 当社は、会社法第426条第1項の規定 により、任務を怠ったことによる監査役（監査 役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法 令の限度において、取締役会の決議によって免 除することができる。</u>	
<u>②当社は、会社法第427条第1項の規定によ り、監査役との間に、任務を怠ったことによる 損害賠償責任を限定する契約を締結することが できる。ただし、当該契約に基づく責任の限度 額は、法令が規定する額とする。</u>	
(新設)	<u>第5章 監査等委員会</u>
(新設)	<u>(常勤の監査等委員)</u>
(新設)	<u>第33条 監査等委員会は、その決議によって 常勤の監査等委員を選定することができる。</u>
(新設)	<u>(監査等委員会の招集通知)</u>
(新設)	<u>第34条 監査等委員会の招集通知は、各監査 等委員に対し会日より3日前までに発するも のとする。ただし緊急の場合はこれを短縮す ることができる。</u>
(新設)	<u>(監査等委員会の決議)</u>
	<u>第35条 監査等委員会の決議は、議決に加わ ることができる監査等委員の過半数が出席 し、出席監査等委員の過半数をもって行う。</u>

現行定款	変更案
<p>(新設)</p> <p>第6章 会計監査人 (選任方法) 第41条 (条文省略) (任期) 第42条 (条文省略)</p> <p>第7章 計 算 (事業年度) 第43条 (条文省略) (剰余金の配当の基準日) 第44条 (条文省略) (中間配当) 第45条 (条文省略) (配当金の除斥期間) 第46条 (条文省略)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p>	<p><u>(監査等委員会規程)</u></p> <p><u>第36条 監査等委員会に関する事項は、法令または本定款のほか、監査等委員会において定める監査等委員会規程による。</u></p> <p>第6章 会計監査人 (選任方法) 第37条 (現行どおり) (任期) 第38条 (現行どおり)</p> <p>第7章 計 算 (事業年度) 第39条 (現行どおり) (剰余金の配当の基準日) 第40条 (現行どおり) (中間配当) 第41条 (現行どおり) (配当金の除斥期間) 第42条 (現行どおり)</p> <p>附 則</p> <p><u>(監査役の責任免除に関する経過措置)</u></p> <p><u>第1条 当社は、第184回定時株主総会終結前の行為に関する会社法第423条第1項所定の監査役(監査役であった者を含む。)の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。</u></p> <p><u>(電子提供措置等に関する経過措置)</u></p> <p><u>第2条 第184回定時株主総会決議による変更前の定款第16条(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)の削除および変更後の定款第16条(電子提供措置等)の新設は、会社法の一部を改正する法律(令和元年法律第70号)附則第1条ただし書きに規定する改正規定の施行の日(以下、「施行日」という。)から効力を生ずるものとする。</u></p>

現行定款	変更案
	<p>②前項の規定にかかわらず、施行日から6か月以内の日を株主総会の日とする株主総会については、<u>第184回定時株主総会決議による変更前の定款第16条はなお効力を有する。</u></p> <p>③本条は、<u>施行日から6か月を経過した日または前項の株主総会の日から3か月を経過した日のいずれか遅い日後にこれを削除する。</u></p>